

川西市犯罪被害者等支援条例

(令和2年4月1日施行)

市は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、犯罪被害者等に対する支援を総合的に推進するため、川西市犯罪被害者等支援条例を制定しました。



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギョっとちゃん」

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 基本理念
- 第4条 市の責務
- 第5条 市民等の責務
- 第6条 相談及び情報の提供等
- 第7条 日常生活の支援
- 第8条 居住安定の支援
- 第9条 支援金の支給
- 第10条 市民等の理解の促進
- 第11条 人材の育成
- 第12条 委任



2次元コードから、同条例全文を掲載したページへアクセスできます。

川西市の主な支援施策

【支援施策の対象】

1カ月以上の加療を要する重傷病等を負われたご本人、犯罪によりお亡くなりになられた方のご遺族が対象です。

国外での犯罪により障害を負われた方、お亡くなりになられた方のご遺族も支援の対象です(ただし、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律の支援金支給の対象となる方に限る)。

●支援金の支給

◇遺族支援金…30万円
被害者が死亡した場合、その遺族である市民に支給

◇重傷病等支援金…10万円
重傷病(医師の診断による1カ月以上の加療)等を負った被害者に支給

※ 支援金の申請期間は、犯罪被害の発生を知った日から2年、または、犯罪被害が発生した日から7年のいずれか早い日まで

●日常生活の支援

◇家事援助費用の助成…1時間につき上限2,000円(合計50時間まで)
犯罪被害による警察や司法手続きへの出頭などにより、家事に支障が出る場合に、家事援助ヘルパーを利用する費用を助成

◇一時保育事業費用の助成…1日当たり上限3,000円×利用乳幼児数(合計5回まで)
犯罪被害による警察や司法手続きへの出頭などにより、家庭での保育に支障が出る場合に一時預かり保育を利用する費用を助成

※助成期間は、犯罪被害が発生した日から3年以内

●居住安定の支援

◇家賃助成…家賃月額2分の1で上限3万円(合計6ヶ月まで)
犯罪被害により、従前の住居に居住することが困難となり、新たに賃貸住宅に入居する場合にその家賃を助成

◇転居費用助成…上限20万円(2回まで、助成額は2回の合計額)
犯罪被害により、従前の住居に居住することが困難となり、新たな住居に転居する場合にその費用を助成

※助成期間は、犯罪被害が発生した日から3年以内

※各支援を受けるにあたっては、犯罪被害の発生が令和2年4月1日以降であることや、犯罪被害当時に川西市民であったことなどの要件がございます。
事前に犯罪被害者等支援総合相談窓口(川西市生活安全課)までお問い合わせください。



©川西市 2008

～周りの人ができること～ 寄り添う気持ちが支援になります

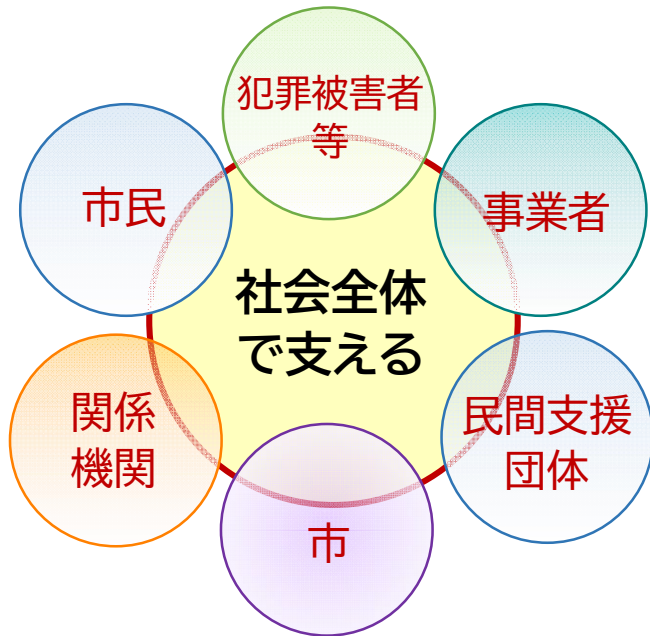
誰もがある日突然、犯罪等に巻き込まれるおそれがあります。

犯罪被害者やその家族が再び平穏な生活を取り戻すためには、身近な方や地域の方、犯罪被害者等を雇用する事業者などの理解と寄り添う気持ちが大切です。

しかし、周りの方が励ましのつもりでかけた言葉が犯罪被害者等を傷つけてしまうことがありますので、十分注意しましょう。

〈二次被害となる言葉の一例〉

- ×頑張って、しっかりして
- ×〇〇の分までしっかり生きて
- ×辛いことは早く忘れようね
- ×あなたにも落ち度があったのでは
- ×これくらいの被害で済んでよかったね
- ×もっとつらい人はたくさんいるよ
- ×思ったより元気そうだね



犯罪被害にあわれた方のための主な相談窓口

川西市 生活安全課

■川西市犯罪被害者等支援総合相談窓口

- ・犯罪被害者やそのご家族の支援に関する相談
- ・各種支援制度や関係機関等の紹介

■犯罪被害相談員による相談(要予約)

- ・日 時 ご予約の際に相談日時の調整をします
- ・場 所 市役所2階 生活安全課内市民相談室
- ・相談員 公益社団法人ひょうご被害者支援センター
犯罪被害相談員

犯罪被害者等ホットライン ☎072-740-2050
月～金曜日(祝日、12/29～1/3を除く)9:00～17:00

兵庫県

■兵庫県犯罪被害者等総合相談窓口

- ・法律相談・心理カウンセリング実施機関、
性犯罪被害支援機関、警察などと連携した支援
- ☎078-360-0783 平日 9:00～17:00(12/29～1/3を除く)

警察

■兵庫県警察被害者支援室(サポートセンター)

- ・犯罪被害給付制度や各種支援制度の相談
 - ・こころの悩み相談、カウンセリング
- ☎0120-338-274 平日 9:00～16:00(12/29～1/3を除く)

民間支援団体

■公益社団法人ひょうご被害者支援センター (兵庫県公安委員会指定犯罪被害者等早期援助団体)

- ・弁護士や臨床心理士等による相談
- ・裁判所や病院等への付き添い・裁判傍聴等の支援

犯罪被害全般

☎078-367-7833(月・火・木・金曜日)10:00～16:00
※祝日、8/12～8/16、12/28～1/4を除く

性被害専用(ひょうご性被害ケアセンター「よりそい」)

☎078-367-7874(平日)9:00～17:00

※祝日、12/29～1/3を除く

開設時間外は夜間休日対応コールセンター(国設置)に転送

犯罪被害に あってしまったら… ひとりで 悩まずに ご相談ください



犯罪被害者等支援制度のご案内

川西市犯罪被害者等支援総合相談窓口

(川西市 市民環境部 生活安全課)

犯罪被害者等ホットライン ☎072-740-2050
月～金曜日(祝日、12/29～1/3を除く)9:00～17:00

川 西 市

2026年3月作成